

## 杉並区公式ホームページへのバナー広告掲載募集案内（令和8年度版）

「杉並区公式ホームページ」への広告掲載を次のとおり募集します。

### 1 「杉並区公式ホームページ」の概要

杉並区（以下「区」といいます。）の施策や講演・講座などの各種事業や区共催・後援の事業をお知らせすることを目的とした区の公式ホームページです。当ホームページのトップページは、月平均約 160,000 件（令和6年度実績）のアクセスがあります。

### 2 募集する広告の規格、掲載料及び募集枠数等

#### (1) 規格等

規格（縦×横）	掲載位置	容量	形式	掲載料
60 ピクセル× 120 ピクセル	トップページ 下部	4KB 以下	・ GIF 画像又は JPG 形式。 画像は静止画像とし、アニメーション GIF・透過 GIF は不可とする。 ・文字色と背景色（縁取り文字の場合は、文字色と縁取りの色）はコントラスト比「4.5 : 1」を確保する	20,000 円 (1 枠月額)

#### (2) 募集枠数 20 枠（1 社につき 1 枠）

#### (3) 広告バナーデザインの注意点

ページデザイン及びアクセシビリティを保持するため、次の点にご留意ください。

- ① 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、使用できません。
  - ・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - ・アラートマーク
  - ・ラジオボタン
  - ・テキストボックス（入力できるように見えるもの）
  - ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- ② 次の表現については、ユーザーが区のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、使用できません。
  - ・区ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
  - ・「粗大ごみの申込」「教育相談」など区政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが区の事業であると錯誤しやすいもの

- ・事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの
- ③ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

### 3 申込方法

掲載開始月の前月 5 日（当該日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、申込書に下記資料を添えて、3 ページ「7 担当」へ郵送、持参、ファクス及びメールで提出してください。

※1 度の申し込みで最大 12 か月分までの申し込みができます。

※締め切り後でも申し込みいただける場合がありますので、お問い合わせください。

#### 【添付資料】

- ・事業の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・掲載予定の広告バナー案

※広告バナー案の作成及び申込みに係る費用は申込者の負担となります。

※申込書は区ホームページからダウンロードすることができます。

### 4 掲載期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの掲載分を募集します。

※掲載期間は、原則として月の初日から末日までの 1 か月単位とします。

### 5 掲載までのながれ

#### (1) 審査等

- 区の実施要綱及び広告掲載基準に基づき、申込みのあった広告内容を審査します。
- 審査に必要な書類の提示を求めることがあります。
- 掲載枠数を超える申込みがあった場合は、広告内容を審査し、掲載が可能なものについて次の優先順位により決定します。同一の順位が複数ある場合は、抽選により決定します。

- ① 区内に事業所等を有する公益法人及び区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
- ② 区内に事業所を有する民間事業者その他の団体
- ③ 上記①②以外の公益法人及び民間事業者その他の団体

#### (2) 掲載可否の決定通知

掲載開始月の前月 20 日までに「広告掲載（可・否）決定通知書」を送付します。

#### (3) 広告バナーデータの提出

掲載開始月の前月 5 営業日前までに「7 担当」宛に 2（1）のデータを作成し提出してください。

#### (4) 広告掲載料の納付

- 広告掲載が決定した方（以下「申込者」という。）には、決定通知及び納入通知書をお送りしますので、納入期限までに納付してください。
- 広告掲載料は一括納付していただきます。
- 既納の広告掲載料は返還しません。ただし、広告主の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を返還します。

## 6 注意事項

次の場合は広告の掲載を中止することがあります。

- (1) 当該広告媒体の編集、発行又は配布その他管理において支障があるとき。
- (2) 申込者が原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
- (3) 申込者が広告掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
- (4) 広告掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

## 7 担当

杉並区総務部広報課広報係（東棟5階）

住 所 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電 話 03-5307-0339

FAX 03-3312-9911

メールアドレス koho-suginami@city.suginami.lg.jp